

苫小牧市火災予防条例の一部改正（案）について

平成 29 年 12 月
消防本部予防室

【改正理由】

（１）違反対象物の公表制度について

消防法では、同法又は市町村等の火災予防条例に違反している防火対象物（学校、病院、工場、事業場、飲食店、店舗など消防法施行令別表第 1 に掲げる用途として使用される建物）について、消防機関がその是正命令を行った場合には、防火対象物等に命令内容を公示することが規定されています。しかし、公示に至るまでには相当の時間を要することとなり、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況にあります。

本改正案は、違反の内容が重大である防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表することで、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的とするものです。

（２）防火対象物の使用開始に係る届出について

近年、ホテルや社会福祉施設において、多数の死傷者が生じる重大な火災が相次いで発生したことを受け、国は消防法を改正し、ソフト面の防火管理者の選任基準やハード面の消防用設備等の設置基準等を厳しくするとともに、全国の消防機関に対し、違反是正の徹底と違反公表制度の実施を強く呼びかけています。

本改正案は、防火対象物を使用しようとする者に対し、その使用開始前に消防機関への届出を義務付けし検査を受けることで、当該対象物又はその部分を使用開始する当初から適法な状態にすることを目的とするものです。

【改正内容】

（１）違反対象物の公表制度について

飲食店、物品販売店舗、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物（以下、「特定防火対象物」という。）について、消防法又は当市の火災予防条例により屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、立入検査において

これらの消防用設備等が設置されていないもので、立入検査の結果を通知した日から一定期間を経過した日においても、違反状態が継続していると認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、違反が認められた特定防火対象物の名称、所在地及び違反の内容等を市のホームページへの掲載により公表するものです。

(2) 防火対象物の使用開始に係る届出について

建物を学校、病院、工場、事業場、飲食店、店舗など消防法施行令別表第1に掲げる用途（同表(19)項、(20)項を除く。）として使用しようとする関係者に対し、その使用開始の7日前までに消防機関に届出することを規定し、このうち、消防法及び本市の火災予防条例の規定により消防用設備を設置するものについて、消防機関が検査を実施するものです。

【施行期日】

平成31年4月1日から施行する予定です。